

（午後3時45分 再開）

○議長（中本正人君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番6、8番 阪本君。

〔8番（阪本久代君）登壇〕

○8番（阪本久代君）通告に従いまして一般質問を行います。

今回の質問は3項目です。まず1項目め、地域ふれあいサロンについて。地域ふれあいサロンは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていける地域づくりのために、地域の住民が中心になって、寝たきり及び認知症の予防、孤独感の解消、生活範囲の拡大並びに生きがいづくりを図ることを目的とした、高齢者が地域で気軽に集える継続的な憩いの場所です。地域ふれあいサロンの要綱が変更されましたが、何点か実情に合わないと思うところがありますので、見解を伺います。

①実施者、参加者の定義について。②参加者数を毎回10人以上としたのはどうしてですか。③趣味活動のみの活動とはどういうことですか。④食事を実施した場合、1回につき3,000円加算の根拠は何ですか。

2項目め、地域経済の活性化についてです。昨年、プレミアム商品券事業が行われましたが、結果をどのように評価していますか。また、以前から提案しています、住宅リフォーム助成制度と比較してどうですか。

3点目は、下水道事業についてです。下水道事業は、平成31年度に企業会計に移行するということですが、どのように進めていくお考えですか。

以上3項目、答弁をよろしく願いいたし

ます。

○議長（中本正人君）8番 阪本君の質問項目1、地域ふれあいサロンに対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（石橋章弘君）登壇〕

○健康福祉部長（石橋章弘君）地域ふれあいサロンについてお答えします。

議員ご指摘のとおり、地域ふれあいサロンは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていける地域づくりのために、地域の住民が中心になって、寝たきり及び認知症の予防、孤独感の解消、生活範囲の拡大並びに生きがいづくりを図ることを目的とし、高齢者が地域で気軽に集える継続的な憩いの場です。

本市では、今年10月から県下ではじめて介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる新しい総合事業を開始します。地域ふれあいサロンはその中で一般介護予防事業に位置付けられており、本市が構築をめざしている地域包括ケアシステムの一つの柱に位置付けています。

また、地域ふれあいサロンの実施者、参加者の定義ですが、橋本市地域ふれあいサロン事業補助金交付要綱第2条に規定されていますように、実施者はサロンを運営する者であり、参加者はサロンに参加する概ね65歳以上の高齢者で、実施者以外の者と定義されています。サロンの運営につきましては、本要綱第4条に規定されているように、参加者と実施者とを区別せず、一体的な運営をお願いしているところです。

次に、2点目の、参加者数を毎回10人以上とした理由ですが、一定数以上の参加を必要

と考えていること及び現行サロンの運営実態を考慮して10人としています。本要綱第4条に「概ね」と規定していますので、地域の実情に合わせて考慮し、一律に10人集まらないと対象外とするものではありません。

3点目の、趣味活動のみの活動の定義ですが、サロン活動を含まない趣味活動のみに特化した活動を指しており、例えば、趣味活動の後に本来のサロン活動をしていただければ、本事業の対象になると考えています。

4点目の、食事を実施したときの3,000円の加算の根拠ですが、これは食事を提供したときの役員費として、一律3,000円を補助するものです。

今回は本要綱を全面改正しましたが、基本的な部分は今までの要綱を踏襲しています。

本年10月からは、この事業は国の定める地域支援事業実施要綱によることとなり、その要綱には、一般介護予防事業の対象者を第1号被保険者の全ての者及びその支援のための活動にかかわる者としており、住民主体の通いの場に65歳未満の住民が参加し、ともに介護予防に取り組むことを妨げるものではないと規定されています。本市としましては、地域ふれあいサロンを増やしていきたいと考えていますので、ご理解をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（中本正人君）8番 阪本君、再質問ありますか。

8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）まず、私自身、ふれあいサロン、本当に大事な事業であるというふうに思っております。いろいろなところでも、一番大変なのは続けていくこと。立ち上げても、それを続けていくことが大変だというふうに伺っております。最初の実施者、参加者の定義についてお伺いしましたがけれども、続けていくためには後継者づくりということが

一番大事になってきて、その中で、参加者を概ね65歳以上というふうに、介護予防の中に位置付けているので、この言葉が入るのは仕方がないことかもしれませんが、広くいろいろな年齢の方に門戸を広げて、参加する中で協力者といいますか、実施者の中にも加わっていただけてもらえるような、そういう仕組みをつくるべきではないかなと思って、この1番の質問をしました。

今回、本当に全面的に要綱が改正されて、今までの簡単な要綱から、かなり細かく規定がされるようになって、今までサロン事業を続けてこられている方も、ここまで細かく決められるんかというような、そういう声も聞こえてきました。そういう中で、長く続けていくための後継者づくりということで、参加者の概ね65歳以上という、ここの規定を、もう少しやわらかいものにできないものかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）答弁の中でも申し上げましたとおり、この要綱には、一般介護予防事業の対象者を第1号被保険者全ての者、これは、65歳以上の者及びその支援のための活動にかかわる者というふうに規定してございますので、65歳未満の住民の方が参加されることを妨げるものではないというふうに規定してございます。そういうことでは、概ね65歳ということでございまして、若干若い方も参加していただいても対象となるということで、ご理解をよろしくお願いいたします。

それと、ご指摘いただきました、いわゆるサロンも高齢化して、次の後継者の問題が実はございます。今回、私も要綱を見直しまして、確かにいろいろ煩雑な事務よということで、ご指摘もいただいておりますが、その逆に、事業計画等を出してい

ただくということで、私どももどのような活動をされているのかも把握でき、あるいはそういうふうな事業計画を出していただく事務手続きの中で、できるアドバイスができたかなというふうなことも考えてございますので、よろしく願いいたします。

○議長（中本正人君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）後継者づくりは、また後で、もう一度最後に質問したいと思うんですけども、2番の参加者数については実情に合わせてということなので、これはこれで、今までふれあいサロンを増やすのに、補助対象事業、助成の対象としないという項目の中に、先ほどの趣味活動のみの活動、または老人クラブなどのグループが当該グループ会員のみのために実施する活動というふうに、助成の対象としない中に入っております。

今までかなり、実際問題として、このふれあいサロンを増やすために門戸を広げてきたようなところがあったのではないかなと思うんですけども、だから、老人クラブなのかふれあいサロンなのかというところ辺で、実際、光陽台でも開設が1年遅れたりとかということもあったんですけども、この辺の規定についても、趣味のみの活動については、先ほど、その後でサロン事業をすればオーケーということで、今までとあまり変わらないということなんですけれども、この、助成の対象としないという項目について、もう少しご説明をお願いできますでしょうか。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）はい。ここで触れている意味でございますけれども、ご質問の要旨の中にもございます地域ふれあいサロンの目的と申しますか、いわゆる寝たきり、認知症の予防でございますとか、孤独感の解消、あるいは生活範囲の拡大とか生きがいくくり、いわゆる地域の交流の場というふうな

意味合いでございます、そういう意味合いを含んでいないような、単に地域の何々同好会の固定したメンバーだけの集まりであるとか、そういうふうな、それだけで終わってしまうようなものではなくて、そういうサロンの意味合いを持っていないと対象とならないという、本来の目的を重点的に考えた規定でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（中本正人君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）続いて4番なんですけど、このところ、助成金額が実際大きく変わったわけです。今まで参加者1名について、食事ありが200円、食事なしが100円であったのが、参加者1名について100円、食事を実施した場合は1回につき3,000円の加算という、そこが大きく変わった部分なんですけれども、先ほどの説明では、食事を実施した場合、3,000円というのは役務費としてということで、サロンによっては助成金が増えるところもあれば減るところもあるというのが実際のところだと思っておりますけれども、その辺のご説明をお願いいたします。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）ご指摘のとおり、増えるサロンもあれば、少しばかり減るサロンもあろうかと思っております。基本的に、地域ふれあいサロン、他市の運営状況等々を見ますと、いわゆる基本的に食事代というのが支出されていない。それが基本的には参加費的な部分が多くございます。そのようなことから、本市といたしましては要綱の位置付けといたしまして、食事を提供する場合は役務費、手間賃というふうなことで、今までの基本的な実績、支給実績等の中間的な部分も考慮しながら3,000円一律というふうに設定をさせていただいております。この件につきましては、本年1月並びに3月に、サロン

代表者の方々への説明も一応終えております。

○議長（中本正人君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）食事をしながら懇談するというのは、やっぱり一番和むというか、一番憩いの場として最も、ふだんは一人で食べてるのが、このサロンのときはたくさん的人数で食べて、本当に一緒になって、一体感とかもいろいろできるし、やっぱり食事というのは大きいと思うんです。それについて、全部のサロンは聞いてないですが、大抵食事代ということでは集めておられると思うんですけれども、また、ボランティアでこの食事の準備をされたりとか、本当にサロンを運営されている方は、かなり努力しながらやっておられると思うんです。

そういう中で、この補助金は今までも何回も見直しされていて、何回目かの見直しにはなってると思うんですけれども、運営しているほうが続けていけるような、そういう助成金についても、続けていけるような、そういうふうにもこれからもしてもらいたいというのが一つと、それと、先ほども言いましたけど後継者づくり。どんどんサロンしている方たちも高齢化してきて、実際に今まではあったところがなくなっていたとか、休会中であるとかというサロンも、新しくできる反面、そういう休会中というところも起こってると思うんです。そういうところに対しても、続けていくためのいろいろな援助といいますか、そういうのをやっていただきたいと思いますと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）今のご指摘のとおりだと認識しております。市といたしましても、今後この地域ふれあいサロンというのを増やしていきたいというふうに考えてございます。そのようなことで、介護予防教室ということで、このサロンを訪問したりして、

定期的に訪問するわけですが、そのようなことを通しながら、実際、このサロンの運営の仕方等を拝見して、できるアドバイスをしていきたいというふうには考えてございます。

また、この要綱でございますけれども、これにつきましても、今回見直したわけですが、またいろんな運営実態等を見ながら、必要に応じて見直すこともあろうかと思えます。今回は新たに開設準備費という部分を新たに設けてございまして、サロンの開設数を増やすように促してまいりたいというふうに考えております。

○議長（中本正人君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）繰り返しにはなるんですけれども、開設の新しい助成金できたのは、本当に素晴らしいことだと思うんですけれども、続けていくための援助ということで、先ほど、介護予防教室とかで訪問した際というお話もありましたけれども、なかなか年に1回なのか2回なのか、あまり実際に訪問はされてないというふうにも伺っておりますので、もう少し頻度を上げてふれあいサロンの実情とかも、それぞれのところの悩みを聞くとかもやっていただきたいというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）この介護予防教室でサロンを訪問した実績でございますが、平成27年度で23回訪問してございます。今後、この介護予防教室以外でも訪問したいとは考えてございますが、何分とも本年10月以降、新しい総合事業の開始ということで、こちらが優先ということになってまいります。今後、定期的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（中本正人君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）よろしく申し上げます。

1 番終わります。

○議長（中本正人君）次に、質問項目 2、地域経済の活性化に対する答弁を求めます。

経済推進部長。

〔経済推進部長（笠原英治君）登壇〕

○経済推進部長（笠原英治君）地域経済の活性化についてお答えします。

はしもとプレミアム商品券は、市内の消費を喚起し、商業者の活性化に資することを目的に商工団体が連携して発行しました。発行総額は 2 万 3,000 冊で 2 億 7,600 万円、換金実績は 2 億 7,495 万 4,916 円、利用率は 99.6% でした。参加店舗の実績については、市内 512 店舗から申し込みがあり、420 店舗で利用されています。規模別で見ますと、54 の大型店のうち 51 店舗で利用されたほか、458 の中小商店のうち 369 店舗で利用されています。

経済効果については、商工会議所等の実行委員会が行ったアンケート調査によると、使用店舗を市内の事業所に絞ったことから市内の事業所への消費喚起につながり、一定の経済効果があったものと考えています。また、「大型店で使用できる商品券割合を増やすのが適当である」との問いについては、66% の肯定的な回答があり、消費者の動向としては、ふだんから大型店の利用が多いことが推測されました。

一方、この事業を通じて市内の事業所を利用する機会になったとの回答も 47% あり、中小商店の販売促進につなげることができたと考えています。

次に、住宅リフォーム助成制度との比較ですが、この制度も地域経済活性化につながる施策であると認識していますが、波及効果が建設業等特定の業者に偏る傾向が強いと考えられ、住宅に特化する点と、全体にわたって効果がある点で比較すれば、プレミアム商品券は、市内全域に効果がある事業であったも

のと評価しています。

○議長（中本正人君）8 番 阪本君、再質問ありますか。

8 番 阪本君。

○8 番（阪本久代君）では、再質問いたします。

プレミアム商品券、1 万円の商品券を買ったら 1 万 2,000 円分の買い物ができるということで、ただ、先ほども答弁ありましたが、1 万 2,000 円のうち 4,000 円は大型店で使えるけれども、残りは中小の商店といたしますか、事業所で使うと。実際問題として、私自身ふだんの買い物というのは、大型店といたしますかスーパーが多いので、本当に全部売り切れるのかなと。もし残ったら買おうかなというふうには実際のところは思っていたんですけども、やっぱり 1 万円で 1 万 2,000 円というのはものすごい魅力が、買った人の話ではやっぱり大きな魅力があったということで、初日はものすごい行列で、二日目の午前中に売り切れるということで、本当に、買った人には大変喜ばれたのではないかなと思うんです。

ただ、やっぱり今の経済状況からいいましたら、それで何かを買うというよりは、家計の足しにしたというほうが多かったのではないかなと、私の感想ですけど思うんです。

ただ、この 2 万 3,000 冊売り出したんですけども、最初の売り出しが、初日が金曜日で平日だったので、言ってみれば共働きの家庭とか、お仕事に行かれています方は買いに行けなかったわけなんです。そういう点では、多分、実行委員会でもいろいろな意見は出たと思うんですけども、発行の仕方とかそういうことでは、不公平な部分があったのではないかなというふうには思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（中本正人君）経済推進部長。

○**経済推進部長（笠原英治君）** 国の施策として、地方創生の短期消費型の事業として取り組んだわけです。先行してほかの市町村の状況を見まして、橋本市ではどういうやり方が一番ベターかということで検討した結果なんですが、議員ご指摘のように、確かに当日は非常にたくさんの方が並ばれて、最後まで行き渡らなかったという、そういう苦情もありました。

ただ、その全体の中で、一人当たり3セット、3万円までというふうにさせていただいておったので、ほとんどまくばれるような状況になった結果もございます。限られた原資の中で実施した事業ですので、今回のやり方については、今やっつけていける制度の中で取り組んだ形としては良かったのではないかとこのように考えています。

また国のほうでこの施策が継続されるようなことが、もしあるとすれば、反省点も考慮しながら、次回の販売には少し工夫を凝らしたいなと思っております。

○**議長（中本正人君）** 8番 阪本君。

○**8番（阪本久代君）** 前にも、このプレミアム商品券について質問しまして、そのときは商工会議所と商工会の加入以外のところでは登録料が要するという話だったのを、それを外していただいて、それでかなりたくさんのお店、店舗が参加されたんではないかなと思うんです。その辺では、本当にいろいろなところに商品券を使って使用されたということで、良かったんじゃないかなと思うんですけれども、ただ気になるのは、大型店は置いておいて、小規模のほうで458店舗のうち369店舗で使用実績があったということで、使われなかったところも若干あったということで、この使われなかった事業所の種類といいますか、何か傾向があるのかどうかということからはわからないんですけれども、どういうところに

は波及しなかったのかということがわかっていれば教えてください。

○**議長（中本正人君）** 経済推進部長。

○**経済推進部長（笠原英治君）** 中小商店458店のうち、使用実績がなかったのは89店でございます。業種でいいますと小売業、これは食料品店であったり衣服の関係、自動車の販売、こういったものもあわせて44店、サービス業、これは理容とか美容のお店であったり、広告とかホームページ作成、そういった業をなされている、これはサービス業10店、飲食、宿泊業で20店、建設、建築業で4店、医療福祉関係で2店、製造業、これは印刷業でしたが3店、教育学習支援、塾なんかもそうなんですけど、これが5店、運輸業、これは運送屋さんですけど1店、合計あわせまして89店の使用がありませんでした。

いろいろ、どうして使われてなかったかということ協議会の中でも話し合いされたんですけど、加盟はしたものの、積極的にプレミアム商品券が使えることをあえてアピールしなかったということが大きな要因であったように感じました。店舗自体売り上げがあるんです。結構大きな売り上げあるところもあるんですけど、それにもかかわらず商品券の利用がなかったところが結構ありました。というのも、現金収入にやっぱりこだわったところの店舗も非常に多かったと思います。加盟はしたものの、やっぱり現金でちゃんと収入を得たいという、そういう店が多かったようです。

あと、お店側の自助努力も非常に今回大切ではなかったかなという、そういう思いであります。ほとんどの事業者の方のところでは、店舗では利用がありましたので、一部そういうところが出てきた結果も当然ありました。

以上です。

○**議長（中本正人君）** 8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）先ほど、リフォーム助成制度と比べてどうかということで、リフォーム助成制度も効果はあるんだけど、建築業に特定されるということで、それよりはこのプレミアム商品券のほうが市内全域に効果があったのではないかというふうに、先ほど答弁がありました。

実際、全国商工新聞が2015年度に、全国で住宅リフォーム助成制度がどれだけ行われているのかということ調査されているんですけども、住宅でいえば603自治体で実施をされております。和歌山県もなかなか増えなかって、高野町が最初にしたんですけども、2015年度は海南市、有田市、新宮市、高野町、広川長、日高川町というふうに、6自治体でリフォーム助成制度が行われています。

新宮市のホームページを見ましたら、2015年度だけじゃなくて2016年度も住宅リフォーム助成制度を行っていて、去年調査費をつけていただいて、これで前に行くんかなと思ったら、いろいろ聞いてみたら、結局は大手のほうに行って、地元の仕事おこしにはならないというふうな答弁をいただいたんですけども、新宮市の場合は、市内に本社を有する法人または市内に住所を有する個人の施行業者が行う仕事、次の工事、というふうに限定されていますので、こういう形をとれば、市内の業者の方に仕事がいくということになると思うんです。実際に、1年目で非常に好評だったので、それは国の補助金を使ってやられて、今年は単独で、金額とか助成率とかもかなり落とされていますけれども、実施をされているという実績があります。

また、山形県では、県が住宅リフォームの助成制度を2011年4月にスタートして、そのことで県内全ての自治体が、このリフォーム助成制度を行っています。山形県のほうは、事業開始から3年間の実績を試算したところ、

住宅リフォームのための融資などを含めると、工事総額583億円に加え、波及効果194億円の計777億円、3年間で県が投じた事業費は28億円。100億円の経済効果を生み出すためには、3.6億円が必要となりますが、一般の公共事業の場合は24億円と試算しており、住宅リフォームは少ない予算で大きな効果を上げていることが明らかになっています、というふうに山形県のほうの調査の結果が出ております。

プレミアム商品券にしても、住宅リフォーム助成制度にしても、地域の事業者を元気にしたい、市全体を活気のあるまちにしたいという、そのことでの成果というか、市の思いと同じだと思うんです。建築関係というか工務店とかにしても、この間はかなり閉められていますし、なかなか後継者をつくるということでも苦労されているというのが実際のところだと思うんです。

それは、建築関係だけでなく、ほかの業者も同じかもしれませんけれども、そういう中でやる気を起こさせるきっかけをつくる、どういうふうな施策で、いろんな業種にわたってそういうきっかけをつくっていくんかということが大事になる。やっぱり事業者自身のやる気なり営業する力なりというのは、どこでも必要になってくると思うんですけども、そのやる気を起こさせるにはどうしたらいいんかということも、必要になってくるんじゃないかと思うんです。例えば、同時にやればいろんな業種、プレミアム商品券で行き渡らなかったところに住宅リフォームが同時にされていたら、また範囲が広がったのではないかなというふうにも思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（中本正人君）経済推進部長。

○経済推進部長（笠原英治君）プレミアム商品券とリフォーム助成金の比較というか、共存しながら事業をされてはという、そういう

おただしのように聞こえたんですが、県内の、その六つの自治体が、このリフォーム助成事業をしていっておる財源のほとんどは交付税措置のある過疎債であったり、国の地方創生の関係の交付金をいただいたり、そういう形で実施しております。

今回、住宅リフォーム補助金じゃなくして、プレミアム商品券を実施したことによって、非常に事業所の方、中小の店舗の方からの評価は高かったです。例えば、最近来てくれなかった昔のお得意さんが復活してまた来てくれたとか、橋本市内の限定ということで商品への利用が非常に喚起されたとか、それと、女性の場合でしたら、ふだん、先ほど、生活必需品が中心になっておるのではないかとというご質問もあったんですけど、決してそれだけではなくして、若干余裕できる部分で、自分のご褒美としてちょっと高い物を買ったとか、子育て世代のお母さんが非常に喜んでその券を使ってるとか、そういううれしい、これは事業者のほうからのアンケートの情報なんですけど、いただいております。

そんな中で、今回のプレミアム商品券を行うことで、先ほど、商品券が多く使われた中小の店舗の内容については触れれへんかったんですけど、この業種部門の第8位で、建築電気設備、ガス設備、内装、内装というのは壁紙であったり、ふすま、畳替え、カーテン、こういったことを行う店舗が入っています。これらの主な利用内容というのは住宅リフォームでした。合計金額で465万5,000円の利用がありました。ということは、この20%がいわゆるこの補助、助成させてもらったということですので、100万円弱の支援によって、これだけの住宅リフォームに関しての消費が喚起されたというふうに理解しております。

こういうことから、住宅に特化していくような限定的な施策よりは、むしろこういっ

た幅広く、特に橋本市の場合は店舗が多いですから、いろんなさまざまな店舗が多いですから、そういったところに支援が伸びていくような施策を国の補助を受けながらしていくほうが、より効果がやっぱりあったのではないかとというふうに考察しております。

○議長（中本正人君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）今回、国からの補助があったということで、大きな、かなり思い切ったことができたと思うんですけども、これから補助がない場合というか、単独でこのことができるのかどうか、プレミアム商品券のほうですけど、できるのかどうかということについてはどうお考えでしょうか。

○議長（中本正人君）経済推進部長。

○経済推進部長（笠原英治君）今回のプレミアム商品券もそうですけど、国の施策として国費100%で支援していただいたがゆえにできた事業であると思います。これを例えば、支援なしの市の単独で進めていくことは困難であるというか、はっきり言って難しいと思います。

そんな中で、最近、操業支援の補助金であったり、そういったほうに市の施策も向いていっておりますので、違う意味で中小事業の支援というのをさせていただければと、そういうふうに考えております。

○議長（中本正人君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）先ほど、このプレミアム商品券でも、リフォームにも使われていたというふうにご答弁もありましたけれども、いろいろな市内の業者の方が元気になるような、そのきっかけづくりになるような施策をこれからもやっていただきたいと思いますし、また、私たちもいろいろと提案していきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

次、お願ひします。

○議長（中本正人君）次に、質問項目3、下水道事業に対する答弁を求めます。

上下水道部長。

〔上下水道部長（大倉一郎君）登壇〕

○上下水道部長（大倉一郎君）下水道事業における企業会計移行についてお答えします。

公共下水道事業の企業会計化移行につきましては、平成27年1月27日付総務大臣通知の「公営企業会計の適用の推進について」において、重点分野として位置付けられています。

公営企業は、料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としながら、住民生活に身近な社会資本を整備し、必要なサービスを提供する役割を果たしており、将来にわたり、その本来の目的である公共の福祉を増進していくことが必要です。

本市公共下水道事業が公営企業として事業を行う場合には、自らの経営等についての確な現状把握を行った上で、中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組み、経営健全化を行うことが必要となります。

議員おただしの公営企業移行にあたっては、固定資産台帳の作成、会計システムの導入をはじめ、条例整備など必要な事務手続きを行った上で、平成31年度からの移行に向け、本年度から準備に取りかかっています。

○議長（中本正人君）8番 阪本君、再質問ありますか。

8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）この質問をしようと思ったのは、3月議会で予算委員会の報告があったからなんですけれども、公共下水道事業は、ずっとやられてますけれども、最初に立てた計画がそもそも、流域下水道の計画ですけども、大き過ぎて、実際に何度か見直しが行われて、例えば計画人口についても、当初は、橋本市は9万5,600人だったのが、平成27年3月31日現在の県の資料で4万8,000人と

いうふうに大幅に人口そのものも減っておりますし、このときの資料でいうと、供用開始人口が3万8,902人で、接続人口が3万1,569人、接続率は81.2%、こういうふうに県の資料があります。そういう中で、本当に公共下水道と申しますか、企業会計にして成り立つのかなというのが、まず一つの疑問です。そもそも、公共下水道の事業を始めたときに、いずれは企業会計に移行する計画だったんでしょうか。

○議長（中本正人君）上下水道部長。

○上下水道部長（大倉一郎君）今、議員のおただしでございますけれども、最初から企業会計に移行する計画であったのかというようなおただしでございますけれども、先ほど答弁もさせていただきましたけれども、企業会計化移行については、平成27年1月27日の総務大臣の通知によりまして、企業会計の適用の推進ということで位置付けられたということになります。

それで、本来、水道も同じですけども、料金を徴収をして経営をしていくというところについては、企業会計化移行につながっていくというような考え方だと思います。

○議長（中本正人君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）先ほども言いましたけれども、橋本市の公共下水道の事業が採算がとれると申しますか、そういうふうになるためには、具体的に言えば、要するに料金収入が増えなければいけないと思うんですけども、そのためには接続を増やす。ただ、予算委員会のときには、かなり具体的な数字も出てたんですけども、そういう形でいろいろな分を全部料金に転嫁していった場合に、これから接続しようと考えている方が、ちょっとこれは無理やなということと接続を控えるような、結局悪循環に陥るんじゃないかなというふうな心配をするんですけども、その

辺では、今後料金の設定とかについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（中本正人君）上下水道部長。

○上下水道部長（大倉一郎君）3月の予算委員会の中で説明もさせていただきましたとおり、下水道事業につきましても、約10億円の一般会計から繰り入れを行っております。基準内繰入、基準外繰入という二通りがあるんですけども、基準外繰入で約4億円、基準内繰入で約6億円という形の、合計10億円の一般会計から繰り入れを行っておりますけども、下水道事業会計についても、この繰入金で事業を行っているというのが現状でございます。

それで、将来的にも今後、中長期的な先を見込んだときには、機械設備と、また、管の設備と更新とか、維持管理費の経費は今後増えてくる見込みだと考えております。先ほど議員のほうからおたのしいいただきましたとおり、赤字への対応としては、接続率の向上による使用料収入の増加、今まで地元から下水道を整備してくださいというような要望もいただいているところが現在のところたくさんありますので、徐々にですけども接続率の向上に工事を進めながら、徐々に工事費も年々少なくなっていくんですけども、使用料の収入の増加も考えていかなあかんということになります。

それで、現在、下水道の事業計画の見直しをしているところでございまして、認可区域の縮小も現在考えているところでございます。縮小も考えながら、合併浄化槽への移行も慎重に検討する時期に来ていることだと思っております。

接続につきましても、使用料の収入が減っていくということになりますので、接続率の向上に努めながら、料金の改正による使用料

収入の増加も見込みながら、また、維持管理負担金の軽減、これは伊都浄化センターのほうへ、県のほうへお支払いする維持管理負担金ですけども、この軽減も含めながら、県に対して要望を進めていきたいなど、こう考えております。

○議長（中本正人君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）衛生とか、いろいろな公衆衛生の向上とかいろいろ考えたら、下水道というのはすごく大事な事業なんですけれども、ただ、やっぱり家の中の宅内の工事もかなり高いですし、接続したら今度はまた料金が高いということになってきたら、本当に市民にとっては負担の多いことになってきます。

先ほどいろいろ言われた中で、県への負担金、これの軽減も求めていくということでは、本当にその辺は頑張っていたきたいなと思うんですけど、その前に、ちょっと料金の値上げのこともちらっと言われたようなふうに思ったんですけども、できるだけ赤字分なり、減価償却分なりを料金に転嫁しないように要望して終わります。

○議長（中本正人君）8番 阪本君の一般質問は終わりました。

---

○議長（中本正人君）お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会し、明6月21日午前9時30分から会議を開くことにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

本日は、これにて延会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後4時39分 延会）